

第1回 水循環政策本部 議事録

日時：平成26年7月18日（金）9:30～9:40

場所：官邸4階大会議室

議事概要：

（太田 水循環政策担当大臣）

ただ今から、水循環政策本部の第1回会合を開催いたします。

水循環政策担当大臣である私が会議を進行させていただきます。

この本部は、議員立法であります水循環基本法に基づき、新たに設置されました。健全な水循環の確保に向け、施策を集中的・総合的に推進してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は初会合ですので、まず、安倍総理から御挨拶をいただきます。

（安倍 内閣総理大臣）

水は、古より、田畑を潤し、社会・文化の繁栄を支え、今日もなお、私たちの生活に大きな「恵み」をもたらしていますが、時として、土砂災害や渇水などの「災い」をもたらすこともあります。

「災い」に適切に対応しつつ、私たちの水の「恵み」を将来にわたって享受していくためには、人の活動による水への影響に配慮して、健全な水循環を確保することが、極めて重要であります。

このため、この本部を司令塔に、来年夏までのできる限り早い時期に、水循環政策の道しるべとなる「基本計画」を策定することといたしますので、政府一丸となって取り組んで頂くようお願いいたします。

また、基本法で8月1日と定められた「水の日」には、政府を挙げて各種事業を実施することといたしますので、よろしくお願いいたします。

【プレス退室】

（太田 水循環政策担当大臣）

ありがとうございました。

それでは議事に入りますが、まず、会議の運営について申し上げます。資料1のとおり、会議への出席や公開について取り扱うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料2から6までを事務局から一括して説明いたします。

（藤山 水循環政策本部事務局長）

それでは御説明申し上げます。

資料2の、水循環政策本部幹事会についてですが、この本部のもとに、各省庁の局長級で開催することとしたいと考えております。

次に、資料3の後援等名義の使用についてですが、この本部名義で様々な行事に後援等を行っていくこととし、その承認に関し必要な事項を本部長が定めることとしております。

次に資料4をご覧ください。本日は初会合でございますので、水循環を巡る現状と課題について、認識を共有しますよう、ご説明いたします。

まず、健全な水循環系を構築する上で、(1)ですけれども、水災害・渇水の頻発、とりわけ気候変動リスクの懸念に対して、どのように適応していくかが課題となっております。(2)進行する水

インフラの老朽化への対応、(3) 水環境・生態系の保全・再生。次の頁にまいりまして、(4) 雨水・再生水のさらなる利用促進、(5) 地下水の保全と利用のあり方、(6) 水源地の保全のあり方。

次に大きな括りの2つめといたしまして、教育・普及啓発、3つめといたしまして、世界の水問題解決に向けた国際貢献等を課題としております。

次に、資料5によりまして「「水の日」関連行事」についてご説明いたします。

「水の日」は、健全な水循環の重要性について多くの国民の方々に理解と関心を深めていただく日として法律で8月1日と定められました。来たる8月1日には、法施行後最初の「水の日」にふさわしく、本部及び各府省が一体となって各種の事業を実施していくことといたします。

1. (1) にありますとおり、中央行事となる「水を考えるつどい」におきましては、総理メッセージをいただくとともに、中学生水の作文コンクールでは、昨年までの国土交通大臣賞に加えて、内閣総理大臣賞及び関係の深い各大臣賞を新たに創設する案としております。

最後に、資料6をご覧ください。水循環基本計画の作成に向けたスケジュールについてです。

今年9月を目途に基本計画の作成方針をとりまとめ、計画原案の作成前後に有識者の意見の聴取をした上で、パブリックコメントを行い、来年夏までのできるだけ早い時期に、基本計画案の決定、その後、閣議決定を行うという手順を進めていきたいと考えております。

資料に関する説明は以上でございます。

(太田 水循環政策担当大臣)

それでは、ご意見をいただきたいと思っております。石原環境大臣。

(石原 環境大臣)

ありがとうございます。本日、水循環基本法に基づく第1回の水循環政策本部が開催されたことは、水制度改革議員連盟の代表も務めていることもあり、非常に意義深く、今後のこの分野の政策のさらなる発展を強く願っているところでございます。

環境省としては、河川・湖沼・海域における水質保全や健全な水循環を支える生態系の保全など、環境保全の立場から積極的に役割を果たしてまいりたいと考えております。

また、環境省においても、法定化された「水の日」に、国連大学の前庭をお借りいたしまして、イベントを行うなど国民への啓発活動を開始することとしており、各省におかれてもご協力をお願いしたいと思っております。

(太田 水循環政策担当大臣)

続いて、田村厚生労働大臣。

(田村 厚生労働大臣)

国民の皆様にとって水道は、かけがえのないライフライン。水道が持続して機能するためには、豊富で良質な河川や地下水の水源を確保していくことが必要であります。

今回の水循環基本法において、水は国民共有の財産で公共性の高いものである旨、示されたことを踏まえ、水循環の健全性が確保できるように、全省庁が水循環基本計画の作成に協力し、様々な政策課題に取り組んでいくべきであります。

厚生労働省としても、しっかり取り組ませていただきます。

(太田 水循環政策担当大臣)

他にご発言はございませんか。

(太田 水循環政策担当大臣)

ありがとうございました。

それでは、幹事会の設置及び後援名義の使用については、資料2及び3のとおり決定とさせていただきます。また、今後は、資料5の「水の日」関連行事に取り組むこと、そして、資料6のスケジュールに沿って基本計画案の作成作業を進めていくことといたします。各閣僚のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会合を終了いたします。

ありがとうございました。

以 上